

注意喚起(声紋録音による電話詐欺)

平成29年4月7日
在サイパン領事事務所

【ポイント】

声紋録音による電話詐欺にご注意下さい。

そのため、見知らぬ電話番号から掛かってきた電話に応答する場合には慎重な言動を心掛けて下さい。

また、不審と感じた場合には相手方の要求に応じず、直ぐに電話を切る等の措置を講じることが必要です。

☆詳細については、下記の内容をお読みください。

1 現地報道

4月6日付現地紙(「Saipan Tribune」及び「Marianas Variety」)によると、司法長官室(AG Office)は北マリアナ諸島の消費者や民間企業に対し、「Can you hear me?」という新しいタイプの電話詐欺に注意するよう促しています。

2 具体的な手口

犯人が電話の相手口に対し「Can you hear me? (聞こえますか?)」と問いかけ、それに対し「Yes」と返答すると、犯人はそれを録音します。

犯人は録音した声紋を利用し、当事者になりすまし、当事者の知らない間に電話による不正請求を許可するというものです。

3 防止策

司法長官室はこのような詐欺に巻き込まれないよう、次の点に注意するよう促しています。

(1)見知らぬ電話番号から掛かってきた電話に応答する場合は慎重に言動する。

(2)米国本土との時差により、当地では早朝又は深夜の時間帯となるため、このような電話を受けやすいという点を念頭に置く。

(3)家族、友人等に情報を拡散する。

(4)連邦通信委員会(FCC)が呼びかけている未然防止策に従う。

・見知らぬ電話番号から掛かってきた電話には応答せず、留守番電話で対応する。

(注:知らない電話番号であっても非常に重要な電話であるケース(例:病院など)も想定されるため、未然防止策とは考えづらい。)

・電話に応答した後、電話の発信者(録音音声のケースが多い)からボタン入力等を要求された場合はそれに応じず、電話を切る。

・この手の電話を受けた場合には相手の電話番号を控え、司法長官室(AG Office)又は連邦通信

委員会(FCC)へ通報する。

・電話会社に自動音声電話ブロックサービス(robotcall blocking service)を提供しているか問い合わせる。

・使用する電話番号全てを「National Do Not Call Registry」サービス(<http://donotcall.gov>)に登録することを検討する。

4 万が一、このような詐欺被害に遭遇した又はその可能性がある場合の措置

(1)不正請求等の有無を銀行や電話会社等へ確認する(銀行口座、クレジットカード、電話料金等の明細書を確認する。)

(2)司法長官室(AG Office)又は連邦通信委員会消費者ヘルプセンター(FCC Consumer Help Center)へ報告する。

★参考1★

本件は連邦通信委員会(FCC)のHP上に掲載されていますのでご参照下さい。

https://apps.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/DOC-344083A1.pdf

★参考2★

連邦通信委員会消費者ヘルプセンター(FCC Consumer Help Center)

<https://www.fcc.gov/consumers>

★参考3★

司法長官室(AG Office)へ報告等する場合、専用アドレス(consumer_counsel@cnmioag.org)にメールを送信し、書式を入手して下さい。

書式の必要事項を記入の上、同アドレス宛に送信するか、又は直接事務所(Capital Hill 地区)へご提出下さい。

本件について、不明な点やお困りの点がありましたら、当事務所までご連絡下さい。

在サイパン領事事務所

TEL +1(670)323-7201

FAX +1(670)323-8764

Mail cojsaipan@ag.mofa.go.jp

HP http://www.hagatna.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/saipan_top_j.html